

## 会 告

2018年1月19日  
日本アーカイブズ学会委員会

日本アーカイブズ学会会則、日本アーカイブズ学会役員選出規程に基づき、2018年4月21日（土）に予定されている2018年度総会において役員の改選を行います。ついては、役員に立候補する正会員は、下記により立候補の手続を行ってください。

### 記

#### 1 改選役員定数

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委 員 20名
- (4) 監 事 2名

#### 2 任期

2018～2019年度 2年間

#### 3 立候補及び推薦の資格

2018年1月31日現在、本会正会員であること。

#### 4 立候補及び役員選出の手続き（別掲「役員立候補要領」参照）

- (1) 「日本アーカイブズ学会役員立候補届」（以下「立候補届」と略す。）に、立候補の理由ほかの所定事項を記載し自署・押印のうえ、有資格の推薦者が自署・押印した「日本アーカイブズ学会役員候補推薦書」（以下「推薦書」と略す。）3枚以上とともに、委員会に持参または簡易書留で送付してください。
- (2) 委員会は、立候補届を収受し、規定の要件が満たされていることを確認した後、立候補者にEメールまたは郵送で受理の連絡をします。規定の要件が満たされていない場合は、その旨を連絡します。
- (3) 立候補の受理がなされた方は全員、役員候補者として告示します。その後、2018年度総会に役員候補として提案し、採決（候補者数が告示された定数と同数の場合）または投票（候補者数が告示された定数を越え

る場合)により役員を選出します。

5 立候補届出期限

2018年2月28日(水)必着

6 立候補届送付先

〒105-0004 東京都港区新橋1-5-5 国際善隣会館5階  
日本アーカイブズ学会事務局宛

※学会事務局には事務局員は常駐しておりません。役員選出に関するお問い合わせはEメールでお願いいたします。

7 その他

- (1) 同一人が複数の役職に重複して立候補することはできません。
- (2) 同一人が推薦できる立候補者数は、各役職の改選定数を限度とします。  
1人の正会員は、  
会長候補=1人、副会長候補=2人、委員候補=20人、監事候補=2人  
まで推薦することができます。
- (3) 各候補者の氏名・居住都道府県・略歴・立候補の理由、推薦者の氏名は、立候補届及び推薦書に記載された範囲内で告示等により公開されません。
- (4) 立候補届及び推薦書の用紙は、事務局まで請求してください。

なお、役員選出に関する会則、規程、要領は次のとおり。

**会則(抜粋)**

第3章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員の種類は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同する個人とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する団体とする。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委 員 20名以内

- (4) 監事 2名  
(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の責務を代行する。
  - 3 委員は、会務を執行する。
  - 4 監事は、会計を監査する。
- (役員を選出・任期)

第11条 役員は、総会で選出される。

- 2 役員の任期は、1期2年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職では3期6年を上限とする。
- 3 任期途中で役員に欠員ができ、会務の執行等に支障を生ずるおそれがあるときは、これを補充することができる。補充役員の任期は、当該役員の残任期間とする。

## 役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、日本アーカイブズ学会会則第11条に定める事項のほか、同第22条の規定にもとづき、役員選出の方法に関し必要な事項を定める。

(立候補)

第2条 役員に立候補しようとする者は、委員会による役員の変更又は補充の告示にしたがい、立候補する役職名とともに、その旨を委員会に届け出るものとする。

- 2 届出には正会員3名以上の推薦を要する。

(役員候補の決定)

第3条 委員会は、次の方法により役員案を総会に提案する。

- (1) 立候補者は全員を総会に提案する。
- (2) 立候補者数が前条第1項により告示された定数に満たない場合には、必要に応じて、委員会が本人の同意を得て選出し総会に提案する。

(総会による選出)

第4条 総会では次の方法により役員を選出する。

- (1) 候補者数が第2条第1項により告示された定数と同数の役職は、総会運営規程第7条の規定に基づき選出する。
- (2) 候補者数が第2条第1項により告示された定数を越える場合には、投票により選出する。

(投票)

第5条 投票は、第2条第1項により告示された定数に応じて、無記名連記方式で行う。

- 2 投票用紙は会場で有権者に配布された所定のものを用いる。
- 3 当選者は、役職ごとに得票数の多い者から当該定数を選出する。ただし、得票数が等しい場合は抽選によって順位を定め選出する。

(規程の変更)

第6条 この規程は、総会の承認を受けなければ変更することができない。

附則

(施行期日)

この規程は、2005年4月23日から施行する。

### 役員立候補要領

日本アーカイブズ学会会則第11条及び日本アーカイブズ学会役員選出規程(以下「規程」と略す。)に基づき、役員立候補の方法に関し必要な事項を以下のように定める。

- 1 規程第2条に規定する立候補及び推薦は正会員が行うことができる。
- 2 役員の変更又は補充の告示は、総会開催日のおおむね3か月前までに行う。
- 3 立候補の届け出は「日本アーカイブズ学会役員立候補届」(別掲様式1。以下「立候補届」と略す。)に所定事項を記載し、自署・押印のうえ、「日本アーカイブズ学会役員候補推薦書」(別掲様式2。以下「推薦書」と略す。)とともに委員会あてに持参または簡易書留で送付する。
- 4 立候補者の推薦は推薦書に所定事項を記載し、自署・押印することによって行う。
- 5 一人の推薦人は立候補者の推薦を、同一役職ごとに告示された選出人数まで行うことができる。
- 6 委員会は、立候補届を收受し、規定の要件が満たされていることを確認した後、速やかに受理の連絡を立候補者に対して行う。連絡の方法は、Eメールまたは郵送とする。規定の要件が満たされていない場合は受理せず、その旨を同様の方法で連絡する。
- 7 委員会は、規程第3条に規定する役員候補の名簿を、立候補届出締切日以降総会までの期間に告示する。その際、各候補者の氏名、居住都道府県、略歴、立候補の理由及び推薦者名を公開する。
- 8 その他役員立候補に関する運用については委員会が行う。

付記

この要領は、2006年1月25日の日本アーカイブズ学会委員会において定められた。

様式1 (略)  
様式2 (略)

以上